



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 26 日(火)
号外第 178 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則 (90) (福利厚生室) 4
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (91) (行政経営推進課) 13
	鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (92) (指導管理室) 15
	鳥取県採石条例施行規則等の一部を改正する規則 (93) (治山砂防課) 18
	鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則を廃止する規則 (94) (農政課) 32
	鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則を廃止する規則 (95) (〃) 33

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正等について

1 規則の改正・廃止理由

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「条例」という。）の廃止に伴い、関係規則の改正及び廃止を行う。

2 規則の概要

- (1) 条例の廃止に伴い、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則について所要の規定の整備を行う。
- (2) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則は、廃止する。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県総合開発審議会条例及び鳥取県農業振興審議会設置条例の廃止に伴い、附属機関に関する規定について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県総合開発審議会及び鳥取県農業振興審議会に係る規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

農林水産部和牛全共室の執務室を平成19年1月1日に本庁舎から西部総合事務所に移転することに伴い、鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 農林水産部和牛全共室を出納機関とみなす。
- イ 農林水産部和牛全共室の室長補佐の職にある者のうち会計事務を分掌するものを出納員に充てる。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- (1)により生活環境部消費生活センター又は農林水産部和牛全共室が出納機関として処理することとなる事務は次のとおりとし、その事務処理権限の区分は課長の委任決裁とする。
 - ア 補助金及び会計に関する事務のうち、生活環境部消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活環境部長が別に定めるもの
 - イ 補助金及び会計に関する事務のうち、農林水産部和牛全共室長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの

(3) 施行期日は、平成19年1月1日とする。

◇鳥取県採石条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県採石条例等の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり、鳥取県採石条例の一部を改正する条例の施行等に伴う所要の改正を行う。

改正する規則	改正の内容
鳥取県採石条例施行規則	<p>ア 採取の期間は、3年（直前の認可期間中に、条例若しくは法の規定に基づく命令を受けなかった者又は当該命令を受けた者で当該命令に従って改善した者にあつては5年）を超えない期間で、それぞれの処分等に対応した期間とする。</p> <p>イ 採石認可の基準に係る保全区域の幅について、一律30メートル以上から、斜面の高低差に応じ保全区域の幅を確保することとするよう改める。</p> <p>ウ 新たに規則で定めることとされた重大な認可計画の不遵守は、認可計画に定める積上げ高さを超えて廃土等を堆積していることとする。</p> <p>エ 知事は、採石認可（変更認可を含む。）を行うときは、あらかじめ当該申請者の跡地の防災保証を行った機関に意見を聴くこととする。</p> <p>オ 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面の様式を定める。</p> <p>カ その他所要の規定の整備を行う。</p>
鳥取県採石場安全対策審議会規則	<p>ア 規則中引用している条例の根拠条項を改める。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p>
鳥取県事務処理権限規則	<p>ア 採石場における災害発生の報告の受理の事務処理権限を総合事務所長の委任決裁事項とする。</p> <p>イ 鳥取県採石条例施行規則に基づく知事の権限に属する事務については、総合事務所長の委任決裁事項とする採石認可（変更認可を含む。）を行う際に跡地の防災保証を行った機関への意見聴取の事務を除き、県土整備部長の委任決裁事項とする。</p> <p>ウ 規則中引用している条例の根拠条項を改める。</p>

(2) 施行期日は、平成19年1月1日とする。

◇鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県漁業協同組合併助成条例（以下「条例」という。）が廃止されたことに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めた鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県農林団体組織整備助成条例（以下「条例」という。）が廃止されたことに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めた鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第90号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(除算された実在職年の算入に伴う措置等による退職年金の請求)	<p>(普通恩給権を有する者の在職期間を通算する場合の退職年金の請求)</p> <p><u>第3条の2 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年7月鳥取県条例第29号。以下「条例第29号」という。)第4条の規定の適用を受ける者のうち、同条に規定する普通恩給権を有する公務員であった者で職員となったものが、退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第1号様式)に第2条第1項各号及び第3項各号に掲げる書類のほか、前に受けた普通恩給証書及びその写一部を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の恩給証書及びその写を受理したときは、これを照合した後、その恩給証書を請求者に返還しなければならない。</u></p> <p>(除算された実在職年の算入に伴う措置等による退職年金の請求)</p>

第3条の2 条例第25条ノ4第3項又は条例第25条ノ

7第3項の規定により退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、請求者が退職後条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の2）を添付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の戸籍抄本は、その退職年金を受ける権利を取得した時以後請求までの間において作成されたものでなければならぬ。

第3条の3 一時恩給又は退職一時金を受ける権利

（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第41条若しくは条例第25条ノ4に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条若しくは条例第25条ノ7に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。）を取得した者が、条例第25条ノ4又は条例第25条ノ7の規定による退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

（刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の退職年金等を受ける権利の取得の請求）

第3条の3 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び

退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和34年10月鳥取県条例第30号。以下「条例第30号」という。）附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項又は恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年12月鳥取県条例第31号。以下「条例第31号」という。）附則第2条の規定により退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、請求者が退職後条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の2）を添付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の戸籍抄本は、その退職年金を受ける権利を取得した時以後請求までの間において作成されたものでなければならぬ。

第3条の4 昭和28年8月1日以後に一時恩給若しくは

退職一時金を受ける権利を取得した者が、条例第30号附則第12条の規定による退職年金を請求しようとする場合又は一時恩給若しくは退職一時金を受ける権利（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第41条、条例第25条ノ4若しくは条例第31号附則第2条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの若しくは法律第155号附則第42条、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。）を取得した者が、条例第25条ノ4、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条の規定による退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

（刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の退職年金等を受ける権利の取得の請求）

第4条の2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県条例第45号。以下「条例第45号」という。）附則第2項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、第2条から前条までの規定によるほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の2本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、第2条から前条までの規定によるほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の2本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

(一時恩給受給者の控除額相当額納付の選択の申出)

第8条の3 条例第25条ノ19の規定により一時恩給の納付しようとする者は、同条に規定する納付の期間内に、一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書(別記第7号様式の3)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

(退職年金権者死亡の場合における遺族年金の請求)

第11条 条例第24条ノ6の規定(恩給法第73条第1項第2号の規定準用)により、第一次に遺族年金を請求することができる者が遺族年金を請求する場合には、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1) 県吏員等が既に退職年金の裁定を経たとき

第4条の2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和37年10月鳥取県条例第45号。以下「条例第45号」という。）附則第2項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前7条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の3本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前7条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の3本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

(一時恩給受給者の控除額相当額納付の選択の申出)

第8条の3 条例第25条ノ8の規定により一時恩給の納付しようとする者は、同条に規定する納付の期間内に、一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書(別記第7号様式の3)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

(普通恩給権を有する公務員の在職期間を通算する場合の遺族年金の請求)

第10条の2 前条第1項の場合において、請求者が条例第29号第4条に規定する普通恩給権を有する公務員であった者で職員となったものの遺族であるときは、前条に掲げる書類のほか、条例第29号第4条に規定する普通恩給権に基づき裁定された扶助料証書及びその写一部を添付しなければならない。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において第3条の2第2項中「恩給証書」とあるのは、「扶助料証書」と読み替えるものとする。

(退職年金権者死亡の場合における遺族年金の請求)

第11条 条例第24条ノ6の規定(恩給法第73条第1項第2号の規定準用)により、第一次に遺族年金を請求することができる者が遺族年金を請求する場合には、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1) 県吏員等が既に退職年金の裁定を経たとき

<p>は、その恩給証書並びに前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類</p> <p>(2) 県吏員等が退職年金の裁定を経ていないときは、前条第1項各号に掲げる書類</p> <p>2 前条第2項の規定は前項第1号の場合に、同条第2項及び第3項の規定は前項第2号の場合にこれを準用する。</p> <p>(公務死亡による遺族年金の請求)</p> <p>第12条 前2条の場合において、県吏員等の死亡が公務による傷病に起因するときは、前条の規定によるほか、遺族年金請求書（別記第8号様式）に次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(除算された実在職年の算入に伴う措置等による遺族年金の請求)</p> <p>第13条の2 条例第25条ノ4第3項又は条例第25条ノ7第3項の規定により遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書（別記第8号様式又は別記第9号様式）に第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第13条の3 一時恩給、退職一時金、一時扶助料又は遺族一時金を受ける権利（一時恩給又は退職一時金については、法律第155号附則第41条若しくは条例第25条ノ4に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条若しくは条例第25条ノ7に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。）を取得した者が、条例第25条ノ4又は条例第25条ノ7の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書（別記第8号様式又は別記第9号様式）に、第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。</p>	<p>は、その恩給証書並びに第10条第1項第2号及び第3号に掲げる書類</p> <p>(2) 県吏員等が退職年金の裁定を経ていないときは、第10条第1項各号に掲げる書類</p> <p>2 第10条第2項及び前条第1項の規定は前項第1号の場合に、第10条第2項、第3項及び前条第1項の規定は前項第2号の場合にこれを準用する。</p> <p>(公務死亡による遺族年金の請求)</p> <p>第12条 前3条の場合において、県吏員等の死亡が公務に因る傷病に起因するときは、前2条の規定によるほか、遺族年金請求書（別記第8号様式）に次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(除算された実在職年の算入に伴う措置等による遺族年金の請求)</p> <p>第13条の2 条例第30号附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項又は条例第31号附則第2条の規定により遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書（別記第8号様式又は別記第9号様式）に第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第13条の3 昭和28年8月1日以後一時恩給（恩給法第10条ノ2第1項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。）、一時扶助料（恩給法第10条ノ2第1項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。）、退職一時金（条例第9条第1項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。）若しくは遺族一時金（条例第9条第1項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。）を受ける権利を取得した者が、条例第30号附則第12条の規定による遺族年金を請求しようとする場合又は一時恩給、退職一時金、一時扶助料若しくは遺族一時金を受ける権利（一時恩給若しくは退職一時金については、法律第155号附則第41条、条例第25条ノ4若しくは条例第31号附則第2条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条、条例第25条ノ5若しくは条例第</p>
---	---

<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>31号附則第2条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。)を取得した者が、<u>条例第25条ノ4、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条の規定</u>による遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に、第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の遺族年金を受ける権利の取得の請求)</p> <p>第14条の2 <u>条例第45号附則第2項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、第9条から前条までの規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の遺族年金を受ける権利の取得の請求)</p> <p>第14条の2 <u>条例第45号附則第2項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前9条の規定によるのほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>2 <u>条例第45号附則第3項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、第9条から前条までの規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>2 <u>条例第45号附則第3項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前9条の規定によるのほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(遺族一時金の請求)</p> <p>第23条 <u>遺族一時金を受けようとする者は、遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、次条第1項第2号又は第25条の規定により遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)に県吏員等の在職中の履歴書を添付しなければならないときは、任命権者を經由しなければならない。</u></p>	<p>(遺族一時金の請求)</p> <p>第23条 <u>遺族一時金を受けようとする者は、遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。但し、第24条第1項第2号又は第25条の規定により遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)に県吏員等の在職中の履歴書を添付しなければならないときは、任命権者を經由しなければならない。</u></p>
<p>(除算された実在職年の算入に伴う措置等による恩給の請求書の添付書類)</p> <p>第28条の2 <u>条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ7第3項又は条例第45号附則第2項若しくは第3項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者は、その退職年金又は遺族年金を請求の際、県吏員等退職の時において、退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によ</u></p>	<p>(除算された実在職年の算入に伴う措置等による恩給の請求書の添付書類)</p> <p>第28条の2 <u>条例第30号附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項、条例第31号附則第2条又は条例第45号附則第2項若しくは第3項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者は、その退職年金又は遺族年金を請求の際、県吏員等退職の時において、退職年金を受ける権利</u></p>

りその権利が消滅すべきであったものでないことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の5又は別記第19号様式の6）	を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであったものでないことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の5又は別記第19号様式の6）
（任命権者の手続）	（任命権者の手続）
第31条 任命権者において、恩給請求書類を受けたときは、これを調査し、不備の点がないことを認めるときは、恩給の金額計算書（別記第27号から第31号様式の2まで）を作り、履歴書、証明書、その他の添付書類につき任命権者において証明しなければならないものは証明し、すみやかに、これを知事に送付しなければならない。	第31条 任命権者において、恩給請求書類を受けたときは、これを調査し、不備の点がないことを認めるときは、恩給の金額計算書（別記第27号から第31号様式まで）を作り、履歴書、証明書、その他の添付書類につき任命権者において証明しなければならないものは証明し、すみやかに、これを知事に送付しなければならない。
2及び3 略	2及び3 略
別記第1号様式（第1条、第3条—第3条の3関係）略	別記第1号様式（第1条、第3条—第3条の4関係）略
第16号様式（第2条—第4条、第8条の5、 <u>第25条</u> 関係）略	第16号様式（第2条—第4条、第8条の5— <u>第10条、第23条—第25条の2</u> 関係）略
第17号様式（第2条、第4条、第12条関係）略	第17号様式（第2条、 <u>第3条の2</u> 、第4条、第12条関係）略
第18号様式（第2条、第4条、第12条関係）略	第18号様式（第2条、 <u>第3条の2</u> 、第4条、第12条関係）略
第19号様式（第2条、第4条、第12条関係）略	第19号様式（第2条、 <u>第3条の2</u> 、第4条、第12条関係）略
第19号様式の2（ <u>第3条の2</u> 、第4条の2関係）略	第19号様式の2（ <u>第3条の3</u> 、第4条の2関係）略
第19号様式の3の3（ <u>第14条の2</u> 関係）略	第19号様式の3の3（ <u>第4条の2</u> 関係）略
第19号様式の10（ <u>第14条の2</u> 関係）略	第19号様式の10（ <u>第14条</u> 関係）略
第22号様式（第10条、第11条、 <u>第13条—第14条</u> 、第18条、第19条、第21条—第22条の2、第24条—第25条の2、第28条関係）略	第22号様式（第10条、第11条、 <u>第13条、第14条</u> 、第18条、第19条、第21条—第22条の2、第24条—第25条の2、第28条関係）略
第23号様式（第10条、第11条、 <u>第13条—第13条の3</u> 、第18条、第21条、第22条の2、第24条—第25条の2、第27条、第28条関係）略	第23号様式（第10条、第11条、 <u>第13条</u> 、第18条、第21条、第22条の2、第24条—第25条の2、第27条、第28条関係）略
第26号様式の2（ <u>第3条の3</u> 関係）略	第26号様式の2（ <u>第3条の4</u> 関係）略

第26号様式の6 (第3条の3関係) 略

第30号様式 (第31条関係)

遺族年金金額計算書			
略			
遺族扶 助料額	略	略	
	条例第 二十四 条ノ六 の規定 により 準用す る恩給 法第七 十五条 第一項 の事項	退職 年金 の十 分の 五	円 錢
		右の 割	円
	条例第 二十四 条ノ六 の規定 により 準用す る恩給 法第七 十五条 第二項 の事項	加給 額	円
		加給 員数	人
略			

備考 略

第31号様式 (第31条関係)

遺族一時金金額計算書		
略		
略	略	
	退職 (死 亡) 年月 日	年 月 日
	退職 事由 又は 死因	

第26号様式の6 (第3条の4関係) 略

第30号様式 (第31条関係)

遺族年金金額計算書			
略			
遺族扶 助料額	略	略	
	恩給条 例第二 十五条 の規定 により 準用す る恩給 法第七 十五条 第一項 の事項	退職 年金 の十 分の 五	円 錢
		右の 割	円
	恩給条 例第二 十五条 の規定 により 準用す る恩給 法第七 十五条 第二項 の事項	加給 額	円
		加給 員数	人
略			

備考 略

第31号様式 (第31条関係)

遺族一時金金額計算書		
略		
略	略	
	退職 (死 亡) 年月 日	年 月 日
	退職 事由 又は 死因	

条例第二十 四条ノ六の 規定により 準用する恩 給法第八十 一条の規定 による死亡 給与金	在 職 年数	年	恩給条例第 二十五条の 規定により 恩給法第八 十一条の規 定の準用に よる死亡給 与金	在 職 年数	年
	退 職 (死 亡)	円		退 職 (死 亡)	円
	当 時 の 給 料 年 額			当 時 の 給 料 年 額	
	恩 給 証 書 記 号 番 号			恩 給 証 書 記 号 番 号	円
	退 職 年 金 金 額	円		退 職 年 金 金 額	円
遺 族 一 時 金 金 額	円	遺 族 一 時 金 金 額	円		
条例第二十 四条ノ六の 規定により 準用する恩 給法第八十 一条の規定 による死亡 給与金	死 亡 年 月 日	年 月 日	恩給条例第 二十五条の 規定により 恩給法第八 十一条の規 定の準用に よる死亡給 与金	死 亡 年 月 日	年 月 日
	死 因			死 因	
	在 職 年数	年		在 職 年数	年
条例第二十 四条ノ六の 規定により 準用する恩 給法第八十 一条の規定 による死亡 給与金	退 職 (死 亡)	円	恩給条例第 二十五条の 規定により 恩給法第八 十一条の規 定の準用に よる死亡給 与金	退 職 (死 亡)	円
	当 時 の 給 料 月 額			当 時 の 給 料 月 額	
	遺 族 一 時 金 金 額	円		遺 族 一 時 金 金 額	円
備考 略			備考 略		

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の廃止)

第2条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年鳥取県規則第36号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）第2条の規定による日野郡内における総合かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所	鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）第2条の規定による日野郡内における総合かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所
			鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	政策企画課
略			略		
			鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12	農政課

鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政課	議会	号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の振興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務
略			鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務
			略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第92号

鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 略	1 略
2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)別表第2自治研修所の項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、総務部自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。	2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、総務部自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。
3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則別表第2衛生環境研究所の項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、生活環境部衛生環境研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部衛生環境研究所の総務課長の職にある者をもって充てる。	3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、生活環境部衛生環境研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部衛生環境研究所の総務課長の職にある者をもって充てる。
4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則別表第2消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、生活環境部消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。	4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、生活環境部消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

<p>5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2産業技術センターの項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、商工労働部産業技術センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、商工労働部産業技術センターの総務課長の職にある者をもって充て、商工労働部産業技術センターの分任出納員の任免の事務は、商工労働部産業技術センター長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに機械素材研究所及び食品開発研究所に係る歳入金の収納並びに生産した物品の出納及び保管に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。</p>	<p>5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>知事が別に定める出納機関の事務</u>に関し、商工労働部産業技術センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、商工労働部産業技術センターの総務課長の職にある者をもって充て、商工労働部産業技術センターの分任出納員の任免の事務は、商工労働部産業技術センター長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに機械素材研究所及び食品開発研究所に係る歳入金の収納並びに生産した物品の出納及び保管に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。</p>
<p>6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2農業大学の項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、農林水産部農業大学校を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農業大学校の総務課長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>知事が別に定める出納機関の事務</u>に関し、農林水産部農業大学校を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農業大学校の総務課長の職にある者をもって充てる。</p>
<p>7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2和牛全共室の項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、農林水産部和牛全共室を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、<u>農林水産部和牛全共室の室長補佐の職にある者（会計事務を分掌するものに限る。）</u>をもって充てる。</p>	<p>7 略</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
<p>9 略</p>	<p>9 略</p>
<p>10 略</p>	<p>10 略</p>
<p>11 略</p>	<p>11 略</p>
<p>12 略</p>	<p>11 略</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)	別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別申請に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称		
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長		地方機関 の長	
略											
消費生活センター											
	八	その他の事務	1	補助金及び会計に関する事務 (一) 消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活課長が別に定めるもの						○	
略											
畜産課											
	和牛全共室	一 その他の事務	1	補助金及び会計に関する事務 (一) 和牛全共室長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの						○	
略											

個別申請に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長		地方機関 の長
略										
消費生活センター										
略										
畜産課										
略										

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

鳥取県採石条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第93号

鳥取県採石条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、別表及び様式の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び様式の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(採石認可の申請書)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)</u></p> <p><u>第8条の15第2項第10号に規定する書面は、採石跡地資金計画書(様式第2号)によるものとする。</u></p>	<p>(採石認可の申請書)</p> <p>第3条 略</p>
<p>(変更認可の申請等)</p> <p>第4条 <u>法第33条の5第1項本文</u>の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。</p>	<p>(変更認可の申請等)</p> <p>第4条 <u>法第33条の5第1項</u>の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。</p>
<p><u>2 法第33条の5第2項</u>の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第4号)を提出して行うも</p>	<p><u>2 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)</u></p> <p><u>第8条の16の2第1項</u>に規定する軽微な変更は、<u>別表に定める変更とする。</u></p> <p><u>3 法第33条の5第2項</u>の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第3号)を提出して行うも</p>

のとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された県土整備部の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

4 知事は、採石認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可を行おうとするときは、あらかじめ跡地防災保証を行った機関の意見を聴くものとする。

(重大な認可計画の不遵守)

第6条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める重大な認可計画の不遵守は、当該認可計画に定める廃土、廃石又は脱水ケーキの積上げ高さを超えて、廃土、廃石又は脱水ケーキを堆積していることとする。

(業務報告等)

第7条 条例第11条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第5号）を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第8条 条例第13条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第9条 条例別表第1の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置

のとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書（様式第4号）を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第7条 条例第12条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、

図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写しとする。

- 2 条例別表第1の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 条例別表第1の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）その他の知事が適当と認める方法とする。
- 4 条例別表第1の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間を超えないものとする。ただし、同表の項目のうち2項目以上に該当する場合にあっては、当該期間のうち最も短い期間を超えないものとする。

項 目	期間
1 直前認可期間（認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間をいう。以下同じ。）内に条例第4条第3項の規定に違反して報告を行わなかったとき又は条例第9条第1項の規定に基づく命令を受けたとき。	4年
2 直前認可期間内に法第33条の13の規定に基づく命令を受けたとき。	3年
3 直前認可期間内に法第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分を受けたとき。	1年
4 直前認可期間内に法第33条の13の規定に基づく命令を受けた場合であって、当該命令に従わず、又は認可計画の不遵守を繰り返したとき。	
5 土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約（以下「所有者等との契約」という。）、法令その他の事由により採取の期間が制限される時。	所有者等との契約、法令その他の事情により制限された期間

見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図の写しとする。

- 2 条例別表の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 条例別表の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）その他の知事が適当と認める方法とする。
- 4 条例別表の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間とする。ただし、法令、土地所有者その他採石を行う土地に関する第三者に対抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限される時は、当該制限された期間を超えないものとする。

項 目	期間
1 認可申請を行う採石業者（以下「申請者」という。）が、当該認可の申請を行った日（以下「申請日」という。）前5年の間に採石を行っている場合	<p>ア 採取をする岩石が真砂土、その他これに類する風化した岩石（以下「風化岩石」という。）であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>3年。ただし、当該認可申請に係る跡地防災保証が第5条第1項第1号に掲げる者のもの（以下「協会保証」という。）であるときは、5年とする。</p> <p>5年</p>

		による指導」という。)を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分又は条例による指導を受けていないとき。	
5 条例別表第1の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。 6 条例別表第1の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第6号)に定めるものとする。 7 条例別表第1の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に	5 条例別表の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。 6 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第5号)に定めるものとする。 7 条例別表の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に定め	(2) 直前認可期間内に法による処分を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分を受けていないとき(1)に該当するときを除く。)又は当該処分を申請日前2年の間には受けたが申請日前1年の間には受けていないとき。 (3) (1)及び(2)以外のとき。	ア 採取をする岩石が風化岩石であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。 2年。ただし、当該認可申請に係る跡地防災保証が協会保証であるときは、3年とする。 イ ア以外のとき。 3年 1年 2 1以外の場合 3年

定めるとおりとする。

略

8 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第7号)に記載するものとする。

9 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。

10 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、5メートル(採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なときは、30メートル)とする。ただし、隣接地に道路、河川、鉄道その他の公共施設又は建物、墓碑その他の構築物が存するときは、岩石の流出を防止するための土堤、コンクリートよう壁その他の施設等で知事が適当と認めるものを設置する場合を除き、次の表の高低差の欄に掲げる区分に応じ、斜面(勾配が30度以上の土地をいう。以下同じ。)の下端から斜面に対して垂直方向に、それぞれ同表の距離の欄に定める距離を確保しなければならない。

高 低 差	距離
1 掘削区域又は従前の採石認可に係る最終掘削面の最も高い場所と斜面の下端の高低差(以下「斜面高低差」という。)が25メートル以上である場合	50メートル
2 1以外の場合	斜面高低差の2倍に相当する距離

11 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

略		
2 露天採掘で採取可能な岩石	(1)及び(2)	略
	(3) 風化岩石(真砂土その他これに類する風化した岩石)	略

るとおりとする。

略

8 条例別表の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第6号)に記載するものとする。

9 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。

10 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路、河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	30メートル
2 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	
3 採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なとき。	
4 1から3までに該当しないとき。	5メートル

11 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

略		
2 露天採掘で採取可能な岩石	(1)及び(2)	略
	(3) 風化岩石	略

	をいう。以下同じ。)
(4) 略	
3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める角度

12 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

14 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

16 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のコの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

17 条例別表第1の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第8号)に記載するものとする。

18 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第9号)に記載

(4) 略	
3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める角度

12 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

14 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

16 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のコの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

17 条例別表の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第7号)に記載するものとする。

18 条例別表の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第8号)に記載す

載するものとする。

19 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(9) 略

20 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第10号)に記載するものとする。

21 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。

22 条例別表第1の7の項の基準の欄に掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第11号)に記載するものとする。

23 条例別表第1の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(7) 略

24 条例別表第1の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が鳥取県採石事務取扱要綱(以下「要綱」という。)で定める。

るものとする。

19 条例別表の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(9) 略

20 条例別表の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第9号)に記載するものとする。

21 条例別表の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。

22 条例別表の7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第10号)に記載するものとする。

23 条例別表の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(7) 略

24 条例別表の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第4条関係)

項目	事項
1 採石場の区域	(1) 条例別表の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をす	製品別内訳の変更

る岩石の用途	
4 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 条例別表の基準の範囲内における掘削勾配 <small>こうばい</small> の緩和（採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。） (3) 条例別表の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破碎若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更 (4) 条例別表の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上 (5) 条例別表の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品 <small>たいてい</small> の堆積場所の変更 (6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更 (7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更

様式第1号（第3条関係）

略 略

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号（第3条関係）

略 略

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

略	
9 廃土又は廃石 <small>たい</small> の堆積の方法及び脱水ケーキの処理の方法	略

注 略
添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第2号（第3条関係）
採石跡地資金計画書

1 跡地の防災工事費用

工種	金額	備考
小段整形（排水対策等）	円	
小段植栽	円	円／m ² × m ²
平坦地整地・埋戻し・植栽	円	円／m ² × m ²
のり面整形	円	
のり面種子吹付け・植栽	円	円／m ² × m ²
排水施設敷設	円	
その他（ ）	円	
計	円	

2 必要資金確保の計画

科目	金額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
事業収入	円	円／m ³ × m ³
その他（ ）	円	
計	円	

注 「平坦地整地・埋戻し・植栽」欄は、他用途に利用するときは平坦地植栽不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

- 1 許可申請直前の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 2 知事が要綱で定める書類

登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

略	
9 廃土又は廃石 <small>たい</small> の堆積の方法	略

注 略
添付書類 知事が必要と認める書類

様式第3号 (第4条関係)

略 略

年月日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項本文の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

略

注 略

添付書類 略

様式第4号 (第4条関係) 略

様式第5号 (第7条関係)

業務状況報告書

年月日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 採石施工計画 (様式第6号) のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が要綱で定める資料

様式第6号 (第9条関係)

様式第2号 (第4条関係)

略 略

年月日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

略

注 略

添付書類 略

様式第3号 (第4条関係) 略

様式第4号 (第6条関係)

業務状況報告書

年月日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 岩石採取施工計画 (様式第5号) のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

様式第5号 (第8条関係)

採石施工計画

その1

略

その2

略

注 略

添付書類

- 1 掘削後の状況等を示す年次計画図面（平面図、横断面図、縦断面図等（掘削が段階をおって行われるときは、段階ごとのもの））
- 2 知事が要綱で定める書類

様式第7号（第9条関係）

掘削作業計画

その1

略

その2

略

その3

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 知事が要綱で定める資料

様式第8号（第9条関係）

岩石運搬計画

略

注 略

添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第9号（第9条関係）

汚濁水等処理計画

その1

略

その2

		措置等の内容	
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水	略	略
	処理装置	略	
略		略	

採石施工計画

その1

略

その2

略

注 略

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

掘削作業計画

その1

略

その2

略

その3

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 知事が必要と認める資料

様式第7号（第8条関係）

岩石運搬計画

略

注 略

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

汚濁水等処理計画

その1

略

その2

		措置等の内容	
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水	汚濁水	略
	処理装置	処理施設	
略		略	

注 略

添付書類

1 及び2 略

3 知事が要綱で定める書類

様式第10号 (第9条関係)

採取跡地整理計画

その1

略

その2

略

注

1 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。

2 緑化の時期は、年次ごと又は掘削段階ごとに区分して示すこと。

添付書類

1 略

2 知事が要綱で定める書類

様式第11号 (第9条関係)

廃土等堆積計画

略	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキ等への対応	略

その2

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 知事が要綱で定める書類

注 略

添付書類

1 及び2 略

3 知事が必要と認める書類

様式第9号 (第8条関係)

採取跡地整理計画

その1

略

その2

略

注 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

1 略

2 知事が必要と認める書類

様式第10号 (第8条関係)

廃土等堆積計画

略	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキ（湿式の岩石破碎施設、粉砕施設等による水洗に伴い副次的に生じる汚濁水に含まれる微粒の汚泥等を含む汚濁水を脱水したものをいう。以下同じ。）等への対応	略

その2

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 知事が必要と認める書類

(鳥取県採石場安全対策審議会規則の一部改正)

第2条 鳥取県採石場安全対策審議会規則(平成17年鳥取県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号) <u>第12条第8項</u>の規定に基づき、鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第5条 <u>委員及び特別委員</u>は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号) <u>第11条第6項</u>の規定に基づき、鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第5条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																																																																			
<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別事項に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名 種 類</th> <th rowspan="3">事 項 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専 決 権 者</th> <th colspan="2">委 任 決 断 権 者</th> <th rowspan="2">地方機関 の長</th> </tr> <tr> <th>知 事</th> <th>部 長</th> <th>課 長</th> <th>部 長</th> <th>課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事</td> <td>1 同条例第4条第3項の規定による災害発生時の報告の受理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 総合事務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 同条例第5条第3項、第7条第3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機関 の長	知 事	部 長	課 長	部 長	課 長	略									治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事	1 同条例第4条第3項の規定による災害発生時の報告の受理							○ 総合事務部長		2 同条例第5条第3項、第7条第3								<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別事項に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名 種 類</th> <th rowspan="3">事 項 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専 決 権 者</th> <th colspan="2">委 任 決 断 権 者</th> <th rowspan="2">地方機関 の長</th> </tr> <tr> <th>知 事</th> <th>部 長</th> <th>課 長</th> <th>部 長</th> <th>課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事</td> <td>1 同条例第5条第3項、第7条第3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機関 の長	知 事	部 長	課 長	部 長	課 長	略									治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事	1 同条例第5条第3項、第7条第3							
所 属 名 種 類			事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																										
				専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機関 の長																																																																												
	知 事	部 長		課 長	部 長	課 長																																																																														
略																																																																																				
治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事	1 同条例第4条第3項の規定による災害発生時の報告の受理							○ 総合事務部長																																																																												
	2 同条例第5条第3項、第7条第3																																																																																			
所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																												
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機関 の長																																																																														
		知 事	部 長	課 長	部 長		課 長																																																																													
略																																																																																				
治 三 の 二 鳥 取 採 石 条 例 (<u>平成15年</u> 鳥 取 県 採 石 条 例 第 2 号) に 基 づ く 知 事	1 同条例第5条第3項、第7条第3																																																																																			

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第94号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則を廃止する規則

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第95号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則を廃止する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。